

## 建築基準法に基づく性能評価業務の範囲を拡大しました

一般財団法人ベターリビングでは、建築基準法に基づく性能評価業務を行っております。この度、平成 28 年 8 月 31 日付けで国土交通大臣より建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（以下「省令」といいます。）第 59 条に定められた指定性能評価機関に係る指定の区分のうち、第 14 号（防火設備性能）に関する指定を頂きました。これにより、従来の評価業務に加えて下表の建築基準法施行令（以下「令」といいます。）に関する評価業務ができるようになりました。

表 省令第 59 条第 14 号の評価内容

	評価内容	評価対象条文
1	自動的に閉鎖又は作動する防火設備	令第 112 条第 14 項第一号
		令第 129 条の 13 の 2 第三号
		令第 136 条の 2 第一号
2	自動的に閉鎖又は作動し、遮煙性能を有する防火設備	令第 112 条第 14 項第二号
		令第 145 条第 1 項第二号
		令第 126 条の 2 第 2 項
3	風道に設ける防火設備	令第 137 条の 14 第三号ロ
		令第 112 条第 16 項
		令第 112 条第 14 項第一号
4	常時開閉動作を繰り返す防火設備	令第 112 条第 14 項第二号
		令第 137 条の 14 第三号ロ
		令第 145 条第 1 項第二号
5	常時開閉動作を繰り返し、遮煙性能を有する防火設備	令第 112 条第 14 項第一号
		令第 137 条の 14 第三号ロ
		令第 145 条第 1 項第二号

なお、上表 1 から 5 の評価の対象となる防火設備は以下の通りです。

- 1：劇場、体育館等に用いる遮煙性能を要しない防火扉・防火シャッター等
- 2：避難路や階段室の部分、昇降機の昇降路の部分に用いる遮煙性能を有する防火扉・防火シャッター等
- 3：換気又は冷暖房設備の風道が防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に用いる防火ダンパー等で、遮煙性能を有するもの
- 4, 5：エレベーター乗り場戸のように直接手で開くことができることが必須ではない防火戸等

### 本件に関するお問合せ先

一般財団法人ベターリビング つくば建築試験研究センター

技術評価部 担当：吉川・須藤

TEL029-864-1745

FAX029-864-2919

mail:info-tbtl@tbtl.org